第１号様式（第７条関係）

補助金交付申請書兼誓約書

年　　　月　　　日

士幌町長　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 | 〒 |
|  |
| フリガナ |  |
| 氏　名 |  |
| 電　話 |  |

申請者

士幌町既設太陽光発電設備用蓄電池導入補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり、補助金の交付を申請します。また、この申請に基づく審査に当たり、士幌町が保有する情報（税情報等）について閲覧、調査及び関係機関に問い合わせすること並びに施工業者に下記の事項等について問合せをすることも同意します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　設置予定場所 | 士幌町 |
| 蓄電池の容量  ２（小数点以下第２位切捨て）  補助金算定額（千円未満切捨て） | ．   1. ｋＷｈ×20,000円＝　　　　　　　 ,000円   (※35,000円)  上限10kwh　　　　　　　　　上限 200,000円(※350,000円) |
| 1. 20kWh　　未満　・　以上 |
| ３　工事着手日（予定） | 年　　　　月　　　　日 |
| ４　工事完了日（予定） | 年　　　　月　　　　日 |
| ５　施工予定業者 | 業者名　　　　　　　　　　　　　連絡先 |
| ６　補助金交付申請額 | ,０００円（千円未満切捨て） |

※北海道の実施する住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱第５条第１項第４号及び別表２に規定する要件を満たす場合に適用する。

【添付書類】

□補助対象経費に関する費用の内訳が記載された見積書等の写し

□蓄電池容量が確認できるものの写し

□交付申請時点において、FIT又はFIPの認定を受けていないことを証明する書類

□町外に住所を有する者等にあっては、その市区町村が発行する納税証明書

□町外に住所を有する者等にあっては、その市区町村が発行する住民票又は登記簿謄本の写し

□事業者にあっては、登記簿謄本の写し

□その他町長が必要と認める書類

「補助金」の振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 信金・信組 | 本店・本所 |
| 金融機関名 |  | 農協・銀行 | 支店 |
| 種目 | 普通・当座 | 口座番号 |  |
| フリガナ |  |  |  |
| 名義人 |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面　誓約書）

（裏面）

誓約書

士幌町より補助金の交付を受けるに当たり、下記の事項について誓約します。

1. 蓄電池は、未使用品であること。（中古品は、対象外。ただし、リユース品は認めるものとする。）
2. 蓄電池は、性能が保証され、設置サポート等がメーカー等によって確保されていること。
3. 蓄電池は、各種法令に順守した設備であること。
4. 20kWh以上である場合、とかち広域消防事務組合火災予防条例(平成28年条例第８号)で定める安全基準の対象となるものであること。
5. 設置者が士幌町税を滞納しないこと。また、士幌町以外の者は、現に住所を有する市区町村税を滞納しないこと。
6. 再エネ特措法に基づくFIT（固定価格買取制度）の認定又はFIP制度の認定を取得していないこと。
7. 自家消費を優先した運用ができるものとすること。
8. 事業の完了後、30日以内又は当該年度の２月10日のいずれか早い日までに必要書類を町長に提出すること。
9. 蓄電池は、法定耐用年数を経過するまで、この補助金交付の目的に反した使用、売却、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保に供しないこと。

10 国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。

1. 関係法令及び条例の規定に従い、蓄電池を処分すること。
2. 蓄電池は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。（※設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。）
3. 蓄電池を購入する場合、町内~~事~~業者から購入すること。
4. 過去に補助制度の交付決定を受けていないこと。

　　　年　　　月　　　日　　　　署名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　。